

令和6年6月20日 生活環境委員会 議事録  
10時02分 開会

○出席委員 (7人)

委員長 細川 雅子

副委員長 藤川 和弘

委員 豊川 和也、山代 英資、岡 和明、末広 天佑、日城 究

○欠席委員 (1人)

委員 北地 範久

○細川委員長 おはようございます。定足数に達しておりますので、ただいまから生活環境委員会を開会いたします。

なお、北地委員より欠席届が出ております。

開会に当たり、市長に御挨拶をいただきたいと思っております。

市長。

○入山市長 生活環境委員会、開催ありがとうございます。よろしく御審議お願い申し上げます。

○細川委員長 ありがとうございます。

議事に入る前に、改めて委員と執行部の皆さんにお願いを申し上げます。

委員会での質疑につきまして、会議規則第56条の規定では3回までとなっておりますので、御協力をお願いを申し上げますとともに、再質問の必要がないよう簡明なる御答弁をあわせてお願い申し上げます。

執行部におかれましては、答弁をされる場合は挙手をしていただき、委員長から指名を受けてください。答弁をする際は、課名と職名を名乗ってから答弁していただきたいと思っております。発言される際にはマイクのスイッチを入れ、マイクに近づいて発言をお願いいたします。

それでは、議事日程にしたがって進めさせていただきます。

日程第1、議案第37号大竹市駐車場設置及び管理条例の制定について及び日程第2、議案第38号大竹市自転車等駐車場設置及び管理条例の一部改正について、この2件につきましては関連がございますので、一括審査としたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○細川委員長 それでは、そのように決定させていただきます、本2件を一括審査といたします。

本2件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において補足説明があれば、お願いいたします。説明が長くなる場合は、座って説明していただいで構いません。

建設部長。

○山本建設部長 議案第37号、議案第38号の補足説明ですが、補足資料を今日、お配りさせ

ていただいておりますので、担当より、この資料にしたがいまして説明をさせていただきます。  
よろしくお願いたします。

○細川委員長 計画整備係長。

○増富都市計画課主幹兼計画整備係長 計画整備係長の増富です。よろしくお願いたします。

補足資料について説明いたします。この補足資料、タイトルでございますが、大竹駅東西口送迎用駐車場料金表(案)、自転車等駐車場料金表となっております。この資料は、このたび御審議いただく駐車場と駐輪場の設置管理条例の料金をまとめたものです。資料のとおりではございますが、このたび新たに制定する1の大竹駅東西口送迎用駐車場の料金について、読み上げる形で説明させていただこうと思います。

まず、駐車してから最初の30分が無料、その後、30分を超えて1時間まで300円、最初の1時間を超えた30分までごとに300円としております。

また、備考にありますとおり、駐車後24時間までを1日とし、1日当たり最大5,000円を上限としております。

2の駐輪場の料金設定については、令和6年3月議会で制定されたものと変更ありません。

以上、簡単ではございますが、補足資料の説明を終わります。

○細川委員長 ありがとうございます。

それでは、これより、質疑に入ります。

本2件に関して質疑の通告を受けておりますので、発言を許可いたします。

質疑はございませんか。

副委員長。

○藤川委員 おはようございます。よろしくお願いたします。

私、議案第37号いきます。補足資料、ありがとうございます。ちょっと数点、細かい質問になるんですが、幾つか質問させてください。

条例の第6条、駐車場を利用する者は、駐車料金を納めなければならない、今、説明ございました。30分までが無料、30分ごとに300円、1日当たり最大5,000円、30分と刻んだ時間と、300円と決めた金額の根拠を教えてください。

続いていきます。第6条の3です。第1項の規定にかかわらず、次に掲げる自動車については、駐車料金を徴収しない。(3)その他市長が駐車料金を徴収することが不相当と認める自動車とあります。不相当と認める自動車とは、どのような車を指すのか教えてください。

続いて、第7条、市長は、特別な理由があると認めるときは、規則を定めるところにより駐車料金を減額することができる。2、前項の規定による減額は、駐車料金の5割に相当する額を減額する。この5割に値する特別な条件とは何でしょうか。

また、5割でなく、5割相当とした理由があれば、聞かせてください。

続いて、第8条です。既納の駐車料金は、還付しない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる、理由の内容で、全部、または一部と決まるのだとは思いますが、その特別な理由を具体的に、もし例があ

れば、教えていただければと思います。

お願いします。

○細川委員長 係長。

○増富都市計画課主幹兼計画整備係長 ただいまの質問にお答えします。

まず、料金についてでございます。

料金については、市が公表しております、公の施設の使用料のあり方についてに基づき、施設の維持管理にかかる費用を利用者に負担していただく考え方により、料金を設定しています。

計算結果について口頭で説明するのがちょっと難しいんですけども、ざっくり言いますと、駐車場の維持管理費として24時間対応のオペレーションサービスや、機器の保守管理費など、月20万円程度を見込んでおります。これを30分の無料時間を超過して駐車場を利用すると想定した台数、これで割り戻すわけですね。そうすると利用者の負担額が30分当たり、おおむね300円という計算結果になりました。

時間を30分とした根拠でございますが、この駐車場は長時間利用する一般的な駐車場ではなく、駅利用者の送迎用を目的とした駐車場で、最初の30分間は無料としています。

例えば、岩国駅前の送迎用駐車場は、15分無料というふうになってるんですけども、本市の場合は、送迎用に余裕を持って駐車場を御利用いただきたいという考えから、30分と設定しました。基本的に無料時間である30分の中で利用していただくというふうには考えているんですが、そこをベースとして超過して利用する場合は、30分ごとに料金が発生するというふうに設定いたしました。

また、1日当たりの最大金額5,000円ですが、駅の送迎用駐車場は、送迎用という短時間利用を目的としている性質上、長時間の駐車を抑制するために上限金額の設定をしないこともあります。

しかしながら、上限金額を設定しなかった場合に、このたびの30分、300円の駐車料金で設定すると24時間駐車した場合、1万4,100円とあまりに高額になってしまいますので、そこで近隣の状況を見て1日最大5,000円を上限金額と設定いたしました。

続きまして、市長が料金を徴収することが不相当と認める自動車の例ということでございます。

当該駐車場は、道路法及び道路法施行令に基づき、緊急車両や道路の維持管理のための車両、災害救助のために使用する自動車等は、駐車料金を徴収できないということになっています。それ以外の車両が、ここでいう不相当と認める自動車になるわけなんですけど、その都度、判断することにはなると思います。例えば、何か事件に巻き込まれて、どうしても動かすことができなくなったりとか、そういった車両等が考えられるかなというふうに思ってます。そのようなケースは、ままだとは思っていますが、公共の施設であるということを念頭に、慎重にその都度、判断していきたいというふうに考えています。

あとは駐車場の減額の5割に相当する条件で、5割相当とはということなんですけれども、5割減額の対象と考えていますのは、今から規則で定めるんですが、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている方を減額対象とする予定にしております。

ます。当然、それを、その方たちを乗せてきた自動車ということになるので、同乗者が持っていて、同乗者にそういう方がいらっしゃったら対象になるということになります。相当というのは割ったときの端数みたいな、そんなイメージですね。

還付の条件なんですけれども、これは先ほどの、今、御説明しました50%の減額っていうのが、それが減額対象者に対する還付ということになります。といいますのが、このたびの駐車場、無人駐車場ですので、最初の利用の段階では、通常の料金をお支払いいただく必要があるんですね。なので、その後は事務としては非常に手間なんですけど、後日申請していただいて、その対象の方に料金を還付するという形になります。そのために、この還付という規定を設けております。

以上です。

○細川委員長 副委員長。

○藤川委員 分かりやすい説明していただきました。ありがとうございます。再質問ありません。

でも、ちょっと今、最後の気になったのが、還付するちょっと手間があるのかなと思いつながらぬ、窓口は市なんですかね。これは指定管理なのか、ちょっとあと、お答えいただければと思います。

続けての質問させてください。

今回の駐車場、フラップがないという説明いただいております。簡単に精算せずに出られると思うんですね。精算せず、故意ではないと思うんですけども、自分の中では30分と思いつつても、実は機械では31分だったというケースとかあると思うんですよ。精算せずに出庫した車の対応の流れから、駐車料金の徴収業務の流れ、具体的にお願いします。

それともう1点、支払いは、現金のみなんですかね。今時ですので、キャッシュレスとか、Pay Pay等使えるのかどうか、ちょっとお聞かせください。

○細川委員長 係長。

○増富都市計画課主幹兼計画整備係長 まず、先ほどの窓口が市なのか、指定管理者なのかというところにお答えします。

それは還付のほうは、市のほうで対応する予定でございます。

続きまして、精算せずに出庫した場合の、駐車料金の利用者の徴収業務の流れをざっくりと説明させていただきます。

精算機の料金回収っていうのは、月に数回行うわけですが、そのときに利用台数、利用時間、徴収料金といったデータが分かります。そこで未払いが判明した場合、24時間カメラで監視しておりますので、そのデータを確認し、未払い車両と所有者を調査します。所有者を特定した後、未払いの利用者として駐車料金の督促を行うという流れになっております。

補足でございますが、フラップレスの駐車場の料金徴収についてなんですけど、こういった事業体、そういうことを利用している徴収率について確認をしました。そこについては、もう99%の方が払っていただいているというふうな、これ性善説に基づいてる駐車場ですが、そういった結果が出ております。

ですが、もし未払いがあった場合、先ほど御説明したとおりの形で督促するようになると思います。

続きまして、キャッシュレス、P a y P a y なのですが、現状では現金のみの施設となっております。確かにキャッシュレス決済が全盛の昨今、使えたほうがよいとは思いますが。

しかしながら、キャッシュレス決済を導入する場合、料金徴収システムの改造やメンテナンス料、その他システムの使用料と新たな負担が発生してしまいます。当該駐車場は、駅の送迎用で、30分間無料の間に使っていただく方が大半ではないかと考えております。ある程度コストをかけてもキャッシュレスサービスを導入したほうがよいというふうなことかどうかは、また利用実態を見ながら、今後、運用を開始して見極めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○細川委員長 副委員長。

○藤川委員 ありがとうございます。

99%トラブルがないのは、ちょっとびっくりしました。すごいなとちょっと思ったんですが、さっき還付のほうは市がやるということだったんですけど、今回のこの督促もやっぱり市なんですかね。

○細川委員長 それだけでいいですか。もう3回目だけ。

○藤川委員 大丈夫です。

○細川委員長 大丈夫ですか。

係長。

○増富都市計画課主幹兼計画整備係長 督促の事務も市が行います。

以上です。

○藤川委員 ありがとうございます。

○細川委員長 では、ほかに事前通告が出ておりますので、発言を許可いたします。

山代委員。

○山代委員 よろしく願いいたします。

私のほうは、議案第38号のほうに、ちょっと触れさせていただきます。

本筋からは、ちょっと外れてしまうかもしれないんですけども、9月から大竹駅の東口の駐車場が供用開始というふうにお聞きしております。それに伴い2号線の陸橋付近に無料の駐輪場があると思いますが、こちらのほうの扱いはどうなりますでしょうか。廃止というふうな話を聞いておりますが、地元の方への説明等、進捗状況を教えていただければと思います。

また、東口の駐輪場の供用と同時に、西口の駐輪場も市が直営をされるというふう聞いております。

ただ、西口のほうは、設備が現行かなり古いというふうに認識をしておりますが、修繕等の予定があれば、お聞かせいただければと思います。よろしく願いいたします。

○細川委員長 係長。

○増富都市計画課主幹兼計画整備係長 まず、西栄1丁目にある無料駐輪場の件でござい

す。

委員の方もおっしゃったとおり、この駐輪場は廃止する予定です。大竹駅の周辺の整備の事業着手する説明会でも、地元には説明会でそのことは示しています。

廃止する時期でございますが、東口の駐輪場の供用開始は9月と考えておりますので、利用者の移行期間等も考慮しまして、9月1日から3カ月程度は、まだ開放しておこうと思っております。11月末頃をめどに考えています。利用者に対しては、8月頃から看板や、チラシなどで周知を図っていききたいというふうに考えています。

続きまして、今度は西口の駐輪場、今ある現サイクルパークの直営管理の施設についてでございます。

現在、西口にある駐輪場は、P F I 事業者が平成17年に設置した施設で、P F I 事業者から現状のまま市が譲り受けるというふうになっております。現地を確認したところ、駐輪スペースであるシェルターなどは、現状、修繕が必要なレベルではないと判断していますが、出入口のゲートシステムは老朽化が進んでおり、直営管理するに当たり、これを継続して使用していくのはリスクが高いのかなというふうに考えています。

当面の対応として、現行のゲートや発券機などは使用せず、ゲートを開放したまま、人に対応する方法と、施設を適切なタイミングで更新する場合、そのパターンについて現在検討中でございます。8月から予定している利用受付の開始までには、利用者の方々にごどのような利用形態になるかアナウンスしていきたいというふうに考えています。

また、東口駐輪場が供用開始されますと利用者が西口のほうから移動したりして、分散して西口の駐輪場の利用者の減少することも考えられますので、今後、利用者の動向を見ながら、施設の改修については検討していきたいというふうに思っています。

以上です。

○細川委員長 山代委員。

○山代委員 丁寧な御答弁ありがとうございました。

東口の駐輪場なんですが、移行期間を設けていただけるということで、安心いたしました。

また、住民のほうへの周知も8月頃から看板、貼り紙等でされるということで、安心しました。実は、先週2回、今週1回、私、駐輪場のほう確認しに行きました。ばらつきはあるんですけれども、自転車が大体55台から70台前後、原動機付自転車が大体4台から6台程度が止められております。

また、目視ではちょっと確認はできなかった、断定はできなかったんですが、中に放置自転車があるようにも見受けられます。その扱いが、今、決まっていれば教えていただければと思います。よろしく願いいたします。

○細川委員長 係長。

○増富都市計画課主幹兼計画整備係長 確かに無料駐輪場でございますので、放置自転車がたくさんあるのは、担当課のほうでも把握しております。放置自転車については、市の放置自転車の撤去の条例・規則がありますので、それに基づいて周知して、撤去して、あと、盗難自転車ではないかどうかという照会もかけてという適切な事務手続を行っていきたい

と思っています。

以上です。

○細川委員長 山代委員。

○山代委員 丁寧な御答弁ありがとうございました。引き続き、よろしく願いいたします。

○細川委員長 通告を受けた質疑は、以上となります。

通告を受けておりませんが、他に質疑はございますか。

日域委員。

○日域委員 すいません、1つお願いします。

今の西口の送迎駐車場の料金ですけども、この表示の仕方ですけど、何でこんな分かりにくいことを書くのかなと思うんですけども、要するに30分が無料で、それ以降30分ごとに300円でしょ。何でこんなに分かりにくく書くのかなと思うんですが、1つ、広島西医療センターだったか、どっかの病院だった気がするんですけども、駐車料金が、分かりやすく言うと、1時間100円なわけですよ。しかし、最初の30分だけ特別に無料なわけですよ。30分たったら1時間100円のはずが、30分たったときから見たら、最初の30分で、もう、100円なわけですね。こんなふうに書いてあるわけですよ。先ほど無料時間過ぎて1時間100円かと思ったら、無料時間過ぎたら、40分置いたら、もう、200円なわけですね。何だと思ったことがありますけども、その比較で見ってしまったんですけども、この最初の30分無料はいいです。最初の30分を超えてというのが、この30分を超え1時間までっていう表現が、いつから1時間までかですよ。30分を超えて1時間までっていったら、最初から見たら1時間半までみたいに見えるんですけども、そのこともあるし、よう考えたら全部30分単価が300円ですから、何も3行に書くなよっていう気がするんですけども、もうちょっと分かりやすくできないもんですかね。

○細川委員長 係長。

○増富都市計画課主幹兼計画整備係長 すみません、確かに条例って分かりにくいなっと思うんですけども、いろんな行政の実例を見て、こういうふうに定めてはいるんですけども、実際の利用に関しては、そこには看板も設置するんですけども、そこについては、より分かりやすいように掲示するように心がけたいと思います

以上です。

○日域委員 いいです。

○細川委員長 よろしいですか。

○日域委員 よろしく願いします。

○細川委員長 対応をよろしく願いします。

他に質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○細川委員長 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本2件に関する討論はございませんか。

[ 「なし」 と呼ぶ者あり ]

○細川委員長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより、本2件を一括採決いたします。

議案第37号大竹市駐車場設置及び管理条例の制定について及び議案第38号大竹市自転車等駐車場設置及び管理条例の一部改正についての2件を原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

[ 「異議なし」 と呼ぶ者あり ]

○細川委員長 御異議なしと認めます。

よって、本2件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

説明員が交代いたしますので、しばらくお待ちください。

続きまして、日程第3、議案第41号大竹市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について及び日程第4、議案第42号大竹市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定の一部変更についての2件については、関連がございますので一括審査としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[ 「異議なし」 と呼ぶ者あり ]

○細川委員長 それでは、そのように決定させていただき、本2件を一括審査といたします。

本2件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において補足説明があれば、お願いいたします。説明が長くなる場合は、座って説明していただいで構いません。

市民生活部長。

○佐伯市民生活部長 補足説明はございませんので、よろしくお願ひいたします。

○細川委員長 それでは、これより、質疑に入ります。

本2件に関して質疑の通告を受けておりますので、発言を許可いたします。

末広委員。

○末広委員 よろしくお願ひします。

すいません、3月も同じようなというか、木野支所の質問をさせていただいて、前回は聞けよという話なんですけども、確認なんですけど、支所の跡地ってどういうふうに使われるのかなっていうのを前回、すいません、聞いてなくて。

あと、松ヶ原は簡易便局になるので、ちょっと難しいのかなと思ったりするんですけど、松ヶ原の郵便局で木野郵便局と同じようなことができないのかっていう、あと、そういう要望とかがって周りであったりするんですかね。お聞かせいただければと思います。

○細川委員長 戸籍住民係長。

○富田市民税務課課長補佐兼戸籍住民係長 戸籍住民係長の富田です。

末広委員の御質問にお答えいたします。

まず、支所の跡地、どのように利用されるのかということで、御質問いただきました。

こちらのほう、まず、今年度なんですけれども、解体設計業務の予算を組んでおりますので、金額が算定されましたら、来年度の当初予算に解体の整備費を計上させていただく

流れとなっております。

解体につきましては、その後の売却等を見据えてのものとなりますけれども、詳細につきましては、まだ用途は決まっておりません。

また、特に地元のほうから、特段の要望などは、今、お聞きしていない状況でございます。

続きまして、松ヶ原の郵便局についてでございます。

同じような取り扱いができないのかということでございますが、委員もおっしゃったとおり、松ヶ原地区にある郵便局というのが、個人の方や法人などが日本郵便株式会社から郵政窓口を受託して設けるといふ形での簡易郵便局でございまして、日本郵便株式会社の厳密な話でいきますと、郵便局ではないということになります。そのため、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律により、地方公共団体の事務を取り扱うことのできる郵便局というものに該当しないということから、今回と同様の事務を行っていただくということとは、ちょっとできない状況となっております。

なお、住民の方から、ここの郵便局にというお話自体は、こちらのほう特段、伺ってはいない状況です。

以上です。

○細川委員長 末広委員。

○末広委員 ありがとうございます。

すいません、松ヶ原の簡易郵便局については、勉強不足でした。ありがとうございます。

売却の予定ということですが、これ方針も今からなんでしょうけど、もう本当に一般とか、企業向けとか、そういうのも今から考えられる予定ですかね。

○細川委員長 どうぞ。

○建石監理課長 監理課長の建石です。

売却ということになりますと監理課のほうで売却ということになります。現段階では売却という、おおよその方針以外のことは、まだ決まっておりません。

以上です。

○細川委員長 よろしいですか。

では、他に通告を受けておりますので、発言を許可いたします。

豊川委員。

○豊川委員 おはようございます。よろしくお願いたします。

議案第41号なんですが、こちら3月の委員会でも、私ちょっと質疑をさせてもらったんですけども、木野地区の自主防災組織というものがございませぬ。なので、郵便局にて何とか防災機能になるようなものをお考えにならないものなんでしょうかと聞いたら、ちょっと検討するという御答弁いただいたので、その後お考えになりましたでしょうか。よろしくお願いたします。

○細川委員長 危機管理課長。

○田中危機管理課長 3月の委員会、私、不在で、当時の総務部長から、研究してみるとい

うお答えだったかと思うんですが、大竹市と市内の郵便局、こちら木野郵便局に限らず、いろんな協定を締結しております。平成10年6月には、災害時における相互協力に関する覚書というものを締結しておりまして、こちらは緊急車両等として郵便局車両の貸し出しのほか、複数の業務の協力について。

それから、平成30年4月には、災害発生時における大竹市と大竹市内郵便局の協力に関する協定というものを締結しておりまして、災害時の被災地に対する郵便はがき等の無償交付、それから、配達中の業務中に発見した道路等損傷状況の情報提供、それから、避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便の収集・交付等、株式会社ゆうちょ銀行の非常払い及び株式会社かんぽ生命保険の非常取り扱いといったような支援をいただくこととなっております。

こういった支援策によりまして、災害時における共助の一部を郵便局に担っていただけるものと認識しております。

以上です。

○細川委員長 豊川委員。

○豊川委員 すいません、ありがとうございました。

そうですね、研究していただけたというお答えでした。申し訳ございませんでした。

今のお答えで安心しました。これからも自主防災組織と、木野地区にはないんですけれども、災害時には連携していただいて、取り組んでいただきたいなと思います。

すいません、次の質問なんですが、議案第42号なんですが、こちらの阿多田郵便局のほうなんですけれども、こちらのほうでも防災面とか、各種見守りサービスなど、多方面に関しての機能とかっていうのは、お考えでしょうか。よろしく願いいたします。

○細川委員長 どうぞ。

○前田地域介護課長 地域介護課長の前田です。よろしく願いいたします。

阿多田島での見守りサービス等の機能ですね。こちらも防災と、防災関係の協定と同じように市内郵便局全体と、平成29年11月27日に地域福祉の推進等に関する包括連携協定というものを結んでおります。

協定の内容は、地域の高齢者や障害者等の見守りをはじめとした徘徊や特殊詐欺などの対応、あと、地域の不法投棄や道路損傷など発見した場合の報告など、そういったような協定になっております。

以上です。

○細川委員長 豊川委員。

○豊川委員 ありがとうございました。

3月のちょっと委員会でも言ったんですけれども、私、木野郵便局、総務省が出してある郵便局での自治体窓口業務等取扱いの推進というのをちょっと参考にさせていただいて、質疑をさせていただいてるんですけども、郵便局と連携した主な地域活性化方策っていうのが、いろいろ自主防災組織等の連携推進とか、集落の課題解決の取り組みへの参画とか、空き家対策とか、見守りサービスとかあるので、こちらのほうを、ぜひ、参考にさせていただいて、今後とも取り組んでいただきたいなと思っております。

ありがとうございました。

○細川委員長 通告を受けた質疑は以上となります。

他に通告を受けておりませんが、質疑はございませんか。

日域委員。

○日域委員 すいません、通告のない質疑ばかりで申し訳ないです。

10月から郵便料金上がるんですよね。それで郵便事業というものの自体が、本当これでえんかいないって気が正直しますし、海外に行ったら郵便は、まともな日数では着かないよってというのが、とおり相場になってるとも聞きますから、しょうがないかもしれませんが、紙に書いたものを人が運ぶという通信手段として、もう限界に来てるなと思うんですけども、それを考えながら、これを見て、今、思ったんですけども、さっきから郵便局と協定を結ぶとか言うんですけども、それは郵便局にとって収入になる話ではないですよね。このことは、今回のこの住民票を発行したりすることは、もちろん少なくともかなりコストがかかりますから、コスト弁償は当然してあると思いますけども、向こう側に利益的なものは残るんでしょうかね。本当に郵便110円になるんです、今度。どうするんやろっていう、正直、気がしますけども、やはりシステムを使う以上、一定の利益は供与すべきかなって気がするんですけども、ちょっと、よろしくお願いします。

○細川委員長 戸籍住民係長。

○富田市民務課課長補佐兼戸籍住民係長 今回の委託のほうの事務については、委員のおっしゃるとおり手数料等っていいですか、委託料という形でお支払いするものとなっております。基本、提携といいますか、このたび初めて事務を実施するというところで、初期の投資ということで、初月2万円ほどお支払いするようになります。あとは、毎月、施設の利用料という形で固定費が1万円、それから、従量費ということになるんですけども、それぞれの証明書発行だとか、今、阿多田島郵便局、証明書発行しておりますけれども、それでいきますと1件当たり300円というような単価でお支払いをしております。そのほかの今、いろいろな事務、今、協議中ではございますけれども、それぞれの取扱事務について単価がつきますので、それに対する件数という形で従量費というものが上がってきます。なので、それと合わせて一般管理費の1万円と、その従量費を合わせた部分に対する20%部分が、また個別の管理費ということになっておりまして、それらの合計を委託料というような形で毎月お支払いするようになるルールとなっております。今ちょっと具体的にどのぐらいの金額になるかというものについては、まだ事務が確定しておりませんので、お答えちょっといたしかねるんですけども、そういった計算式でお支払いするものはございます。

以上でございます。

○細川委員長 日域委員。

○日域委員 ありがとうございました。

コンビニが、ある種、似たことをやってますよね。あれと手数料っていうかな、利用者やなくて、コンビニというか、業者に手数料が行くんだと思います、あちはね。こっちのほうは郵便局のほうに、一定の手数料がいく。今、言っていた金額だと思います

けども、コンビニとかに比べたら、どうなるんですか。似たようなもんというか、一緒なのかどうか、分かればお願いします。

○細川委員長 係長。

○富田市民税務課課長補佐兼戸籍住民係長 コンビニのほう手数料だけでいきますと1件当たり117円をお支払いしてることにはなるんですが、ただ、それと今の、例えば、300円だけを比較すると郵便局は高いじゃないかというお話になるんですが、コンビニ交付を使うためにいろんなものを支払っておりますので、そのトータルでいきますと、ちょっとそこの比較は難しいのかなというふうに考えます。

以上です。

○細川委員長 日域委員。

○日域委員 だから、違う計算ですよ。でも、コンビニっていい場所にあつて、利用者がいっぱいいるわけですけども、こういう場合は、利用者はあまり多くは見込めないという気がしますから、あまり郵便局の経済的になっていうかな、支援にはならないですね。でも、本当に郵政事業どうなるんやろうかって、正直、心配してます。

ありがとうございました。

○細川委員長 他に質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○細川委員長 他に質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本2件に関する討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○細川委員長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより、本2件を一括採決いたします。

議案第41号大竹市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について及び議案第42号大竹市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定の一部変更についての2件を原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○細川委員長 御異議なしと認めます。

よって、本2件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第5でございますが、これからは議会内の協議事項でございますので、執行部の皆さんは、御退席いただいて結構かと思えます。お疲れさまでした。

空気の入替えをしたいと思いますので、暫時休憩いたします。換気、お願いします。

10時55分に再開します。

10時44分 休憩

10時54分 再開

○細川委員長 休憩前に続いて、会議を開きます。

日程第5、先進地事例調査研究についてを議題といたします。

まずは、事務局から説明をお願いいたします。

副主任。

○山田議会事務局副主任 失礼します。

総務文教委員会でも説明させていただきましたが、先進地事例調査研究につきましては、過去の例では、多くが11月中に実施されております。先ほど送信しました日程調整用カレンダーを御覧ください。

議長、副議長のスケジュールや、その他会議等について勘案し、年内で実施可能な日を考えてまいりますと、例年どおり12月定例会に入る前の10月後半か、11月中の調整になるかと思えます。スケジュールを見ていただくと何個かもう予定が入っております。

なお、先日、総務文教委員会で10月28日から30日の3日間を使って実施をするというのが決まっておりますので、生活環境委員会の皆さんで候補日があるとすれば、10月23日水曜日から10月25日金曜日の3日間や、総務文教委員会とかぶるんですが、10月30日水曜日から11月1日金曜日の3日間が現時点の候補日になろうかと思えます。

以上です。

○細川委員長 それでは、日程調整をしていきたいと思えますが、こちらも閉会中での調整、実施となってまいりますので、まずは委員の皆さんに、閉会中の先進地事例調査研究を実施するため、議長に対し、閉会中の継続審査の申し出をしたいと思えますが、御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

それでは、続いて、日程調整をしたいと思えます。ただいま事務局の御案内では、今のところ、10月の23日、24日、25日の3日間、もしくは、10月の30日、31日、11月1日の3日間あたりが候補となっておりますが、皆さん、この日は困るとかいうのがあれば、御意見をお願いいたします。

どちらでも大丈夫ですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 それでは、総務文教委員会と日程重ならないほうがいいと思えますので、10月の決算特別委員会終わってすぐにはなりますが、10月23日、24日、25日の3日間を一応の候補として決定して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 御異議なしということですので、そのように決定いたします。

次に、行き先についてでございます。

今後、行き先の調整・選定を行っていくこととなりますが、実は、今日の午後からの政策研究会もあるんですけども、前に生活環境委員会で、どういう調査をしていこうかと、それに当たりましては、先進地事例調査も視野に入れながら提案をしてくださいということをお皆さんにお願いをしております、その中で、衛星画像を活用した水道管の漏水検知システムについて、勉強会が終わりました。今日は、介護施設、高齢者の勉強をします。

あと、候補に挙がっていたのが、その次になってくると公共施設における自動運転、次にできるであろうというのが空き家に関する事例研修あたりが今年度、視野に入ってくる大きなテーマになってくるであろうと思います。

既に皆様から、具体的にここはどうかという声も上がっていましたが、改めてもう一度、具体的に行き先と研究内容などについても、出していただければと思います。前回、出さなかったけども、勉強したら、やっぱり同じようなテーマで、ここのほうもいいのではないかといったのも、出てくると思いますのでお願いします。

また、今回テーマに挙げなかった分でも、希望があれば出してみてもいいかと思しますので、そちらもお願いします。

ということで、今日、委員会終了後に議会事務局から行政視察行先提案書の様式をメールで送付させていただきますので、この様式に必要な事項、前回の勉強会のときに、研究会していくときに提案された方も、再度、こちらに必要な事項を記入していただきまして、7月4日までに議会事務局に提出してください。

提案は、複数していただいて構いません。むしろ、複数していただいたほうが、相手先もあることですので、駄目だったときに助かりますので、ぜひ、複数をお願いいたします。

ここまでよろしいですか。7月4日までにお願いします。

テーマ、行き先の選定は、皆様からいただいた御希望を踏まえて、行程の検討をしていきたいと思っておりますが、限られた日程の中での調整となってきますし、相手先の都合もありますので、行き先の選定、行程の調整、派遣委員などの最終的な決定は、正・副委員長に御一任いただきたいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○細川委員長 ありがとうございます。

今年度の研究テーマは、一番やっぱり優先順位が高くなっていくかなとは思っておりますが、それにかかわらず、いろいろ出してみてください。

では、ありがとうございます。

御異議なしと認め、そのように決定いたします。

今、7月4日までに出してくださいということですが、行き先を最終的に決めるのにも、委員会を開催する必要があると思いますので、その日程を決めていきたいと思っております。昨日、総務文教委員会のほうが7月9日、広報広聴特別委員会の終了後に決まっております。

実は生活環境委員会は、また研究会のときにもお話ししますが、今回は介護保険制度のほうの勉強会を研究会でしてまいります。本来であれば、介護保険と障害者福祉、一緒と思っておりましたが、副委員長といろいろ相談した結果、介護保険と障害者福祉の制度を一遍にやるのはちょっと難しいということで、今日は介護保険制度についての勉強になります。障害者福祉のほうの勉強も追って入れていきたいので、次回は障害者福祉のほうの勉強会も入れていきたいと思っておりますので、時間的には行き先を決める委員会と障害者福祉の制度の勉強会の研究会と2つ入ってくると思っておりますので、30分では終わらないと、2時間ぐらいはかかると思ってください。

ということで、できたら7月8日と9日あたりを次回の委員会に決めていきたいと思

ますが、皆様、御予定いかがでしょうか。

9日は、広報広聴特別委員会が10時からあって、総務文教委員会が13時30分、できたら8日のほうが時間的にもゆとりがあろうかなと思うんですけど。

では、8日で大丈夫ですか。8日、月曜日になりますが。

福祉課は大丈夫だったね。

議事の都合により暫時休憩します。

11時03分 休憩

11時04分 再開

○細川委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

岡委員。

○岡委員 7月8日ですが、ちょっとこちらのほう歴史の講演会がありまして、それが13時30分からということでしたので、御配慮いただければと思います。

○細川委員長 午前中は大丈夫ですね。

では、皆さんいかがでしょうか。

8日の午前中を委員会と障害者福祉の制度の勉強会ということで、入れて大丈夫ですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 では、7月8日の10時に開催したいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、引き続いて、日程第6、管内視察について御相談いたします。

これも今回、実は今日、勉強会をする介護施設なんですけれども、提案のときに市内の施設も勉強した後、ぜひ、幾つかピックアップして視察をしたいという声も上がっております。今から勉強なんで、どこに行くとか、日程について、しっかりとまだ決められないんですけども、行くのであれば、今のタイミングで行くという決定をしておかないと、本会議のほうに決めてお願いする関係がございますので、行くかどうか、市内の介護施設のほうの視察に行くかどうかです。それをちょっと、今、皆さんに決めていただきたいんですけども、今から勉強なんで、あれなんですけども、一応、行くと決めといていただければ、もしキャンセルになっても大丈夫なんで、行くことだけは、もしあれなら決めていただく心安いんですけど、いかがでしょうか。

日域委員。

○日域委員 まず一番に、介護施設に実際に行ったことありますか。行ったことがないという事は、視察に行くこと自体も、やっぱり決め難いことなわけですよ。北朝鮮に行ったことがあるかというのと一緒ですよ。

だから、私は特別養護老人ホームは行ったことあります。昼食を食べるときにね。むちゃくちゃですよ。むちゃくちゃ、もうあり得ない状態。でも、介護ってしようがないところがあって、もうあれみたら、介護の世界も、もう暗たんたるものがあるというふうに感じましたけど、視察はいいけど、そんなきれいごとではないですよ。

だから、施設によって、また違うし、どこに行くかもありますよね。

以上です。

○細川委員長 行ったことが、あるか、ないかであれば、私の記憶の中ではあります。どこ行ったかな、メープルヒル病院は行ったことがあったと思うんですけどね。あと幾つか管内視察で行った記憶はございますので、ただ、これも相手次第ですからね。向こうから断られることもありますので、行けるかどうかは、はっきり分かりませんが、行ったことありますので、そこは大丈夫だと思います。

だから、今からいろんなパターンの多機能型とか、地域密着型とかいろんなケースがありますので、そういった、いろいろ見てみたいところを絞って行き先を決めることになろうかと思いますが、行くということで決定させてもらってよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 では、異議なしということで、決定させていただきます。

また日程とか、行き先に関しては、勉強会が終わってから副委員長とも相談しながら、御一任いただきたいと思いますので、御了解ください。

日域委員。

○日域委員 複数行きましょう。

○細川委員長 いや、もうちょっと私は欲張ってるんですけどね。

御希望ありがとうございます。また、いろいろ行き先について希望があったら言ってください。お願いいたします。

以上で、本日の議事日程は、全て終了いたしましたので、生活環境委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

11時09分 閉会